

# 令和3年度市・県民税申告パンフレット

令和3年度の市・県民税の申告相談を令和3年2月16日(火)から3月15日(月)までの期間に笠間市役所本所で行います。これは令和2年中に得た収入を申告していただくものです。この内容が令和3年度の市・県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定基礎となります。また、所得・課税証明などの諸証明もこの申告に基づいて発行されますので、必ず期間内に申告してください。(令和2年分確定申告についても同期間で行います。)

◆申告会場 **笠間市役所本所 教育棟**

本庁舎改修工事につき  
ご迷惑をおかけいたします。

◆申告期間 **令和3年2月16日(火)～3月15日(月)**

※土・日・祝日は除きます。ただし2月21日(日)・2月28日(日)に限り開場します。

◆申告時間 **午前9時～午後5時**

**市役所での申告は「予約」が必要です**

**専用ホームページと専用ダイヤルから予約・変更ができます**

指定の日時ではご都合の悪い方、新規で申告される方は、希望日時の前日までに、日時の変更・新規予約の手続きをお願いします。

《予約・変更の受付期間》

令和3年1月22日(金)～3月15日(月)

【QRコード】

●予約専用ホームページ…24時間受付(1月22日(金)は9:00～)

URL: <https://city-kasama.revn.jp/>

予約専用サイトは市のホームページからもご覧いただけます。



●予約専用ダイヤル …9:00～16:00(土・日・祝日を除く)

**TEL: 050-5491-5669**

※専用ダイヤルについては、2月21日(日)・2月28日(日)の両日は受付します。

**期日・時間帯を指定して事前に通知する方について**

・昨年度笠間市で申告し、今年度も申告が必要と思われる方には、お一人ずつ期日・時間帯を指定して事前にはがきで通知します。

この「事前通知はがき」に記載されている「**申告受付日時**」を確認のうえご対応ください。(令和3年1月18日(月)発送予定)

・ご都合が悪い場合、上記により予約の変更をしてください。

・申告が必要なくなった場合、**キャンセルのご連絡は不要です。**

さんみつ

三密回避のため、お早目の来場はお控えください。

《お問合せ先》笠間市役所税務課 0296-77-1101 (岩間地域 0299-37-6611)

## 市役所で申告する方へ

令和2年分の医療費控除の明細書・収支内訳書等の申告書類は、1月下旬から、市役所本所税務課および各支所地域課で配布いたします。下記に該当される方は申告してください。

### 申告をしなければならない人

令和3年1月1日現在、笠間市に住所がある方で、令和2年中(1月1日から12月31日までの1年間)に次のような所得のあった方です。

営業、農業、その他の事業所得	不動産所得(貸地・貸家・駐車場等)
一時所得(生命保険等の満期等)	配当所得
源泉分離課税されていない退職所得	2ヵ所以上からの給与所得
譲渡所得(土地や家屋等売り渡した所得)	公的年金・個人年金・原稿料・講演料などの雑所得

○給与所得以外に農業、不動産、雑所得などの所得のある方(農業、不動産、雑所得等が20万円以下で所得税の申告はしなくてよい場合でも、市・県民税の申告はする必要があります。)  
○給与所得のみでも、事業主が市役所に「給与支払報告書」を提出されていない方

### 市役所で受けられない申告

- 株式譲渡・特定口座をご利用でない方
  - 譲渡所得・交換・買換の特例適用を受ける方
  - 先物取引
  - 山林所得
  - 雑所得控除
  - 住宅関連特別控除(省エネ改修工事、バリアフリー改修工事、耐震改修工事など)の適用を受ける申告
  - 青色申告
  - 他の税務署管轄のもの
  - 令和元年以前の確定申告、修正申告および更正の請求
  - 国外に居住している親族を扶養親族とする申告
  - 相続等により生命保険等の年金を受給される方
  - 確定申告書控えに税務署受付印が欲しい方
  - 相続税      ○贈与税      ○消費税
- ※税務署で申告・e-Taxで申告する方はP4へ

### ◆マイナンバーカードをお持ちでない方は◆

- 身元確認書類 下記例などのうちいずれか1つ  
(記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)
- 運転免許証
  - 公的医療保険の被保険者証
  - パスポート
  - 身体障害者手帳
  - 在留カード

### 申告に必要なもの

- 印鑑
- 口座のわかるもの(本人名義)
- 本人確認書類「身元確認書類(運転免許証など)」と「番号確認書類(通知カードなど)」  
※1 下記参照
- 利用者識別番号(取得している方)
- 税務署または市役所から届いた申告についてのはがき(受け取った方)
- 控除に必要な証明等(令和2年中に支払った国民健康保険税や国民年金などの社会保険料、生命・介護医療・個人年金保険料、地震保険料等)
- 所得の申告に必要な書類等

主な所得の種類	主な必要書類
営業・農業・その他の事業、不動産所得等のある方	収支内訳書又は収入や経費のわかる帳簿及び書類等 ※持続化給付金や持続化補助金などを受け取った方は、その関係書類
給与所得のある方	令和2年分の源泉徴収票(必須) (源泉徴収票がない場合は、働いた日数や日額等のわかる書類)
年金を受給している方	令和2年分の源泉徴収票(必須)

上記のほかに申告する所得の種類に応じて、必要な書類をご持参ください。

### ※1 本人確認書類について (申告書にはマイナンバーの記載が必要です)

笠間市の申告会場で申告受付を行う場合は、申告者本人の「本人確認書類」の提示又は写しの添付が必要です。  
○社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告者本人だけでなく、控除対象の配偶者・扶養親族・専従者の個人番号(マイナンバー)の記載も必要になりますので、ご持参ください。

### 《本人確認書類》

#### ◆マイナンバーカードをお持ちの方は◆

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

#### 番号確認書類 下記例のうちいずれか1つ

- 《本人のマイナンバーを確認できる書類》
- 通知カード  
(記載内容と現況に相違がある場合は無効)
  - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるものに限る)

## 準備について

三密回避のため、農業・営業等の収支内訳書や医療費控除等の集計は、事前に済ませてください。集計が済んでいない場合は、申告相談を行えません。

### 医療費控除制度について

医療費控除は、支払った医療費等が戻るものではありません。

※医療費控除とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、いずれか一方の選択適用になります。その後、更正の請求・修正申告において適用を変更することはできません。

$$\text{医療費控除額 (最高200万円)} = (\text{医療費合計} - \text{保険等で補てんされた金額}) - \text{10万円又は所得の5\% いずれか低い方}$$

- 医療費控除の明細書(事前に作成してください)
- 医療費通知  
令和2年中に支払った医療費等の領収書と保険金等による補てん額のわかる書類を基にして、受診者ごと・病院ごとに集計してください。  
なお、「医療費通知」を添付することにより、明細書の作成を省略することができます。

- ※介護用品購入券で購入したものは、医療費控除の対象外となります。
- ※寝たきりの方のおむつ代も医療費控除対象になりますが、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。(要介護(要支援)認定を受けている方は、2年目以降は、市が発行する「主治医意見書内容確認書」で控除が受けられる場合があります。)
- ※介護保険で利用したサービスの利用者負担額についても、その一部が控除の対象となる場合があります。

### 寄附金控除

- 控除対象の寄附であることを証明するもの
- 寄附先が発行する領収書等(振込みの場合は受領書)
- ※ふるさと納税をされた方は、ワンストップ特例を申請された場合でも必ず「寄附金控除証明書」を持参してください。

### 障害者控除

- 障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定証※など
- ※要介護(要支援)認定を受けている65歳以上の方で福祉事務所長が認定する者に対して発行されず(要申請)。

### 申告の義務がない人

- 所得が無く、同一世帯の方の扶養になっている方
- 給与所得のみで年末調整が済みであり、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
- 公的年金収入のみ(障害年金・遺族年金は除く)で収入の合計が400万円以下の方

- ※源泉徴収票に記載の無い扶養控除や、医療費控除等を追加したい場合は、申告が必要です。また、収入のない方で、次のいずれかに該当する方は、申告が必要となる場合があります。
- 国民健康保険等に加入している方及び世帯主
- 所得証明書等税関係の諸証明が必要な方
- その他マル福・児童福祉・障害福祉サービス等を受ける方

### コロナ感染予防のため 市・県民税申告書の郵送での提出にご協力ください

前年度の申告書提出状況等を参考に、簡易な市・県民税申告書を提出すると思われる方に、1月下旬、申告書用紙を送付します。必要事項を記入後、税務課あて、郵送での提出にご協力ください。(ただし申告内容により郵送で受け付けられない場合もあります。)

「申告書が届かない」=「申告不要」ではありませんのでご注意ください。  
「収入が増えた」等により笠間市申告会場で申告する場合は予約が必要です。

### 新型コロナウイルス感染予防の対応について

- 笠間市では、申告実施に際し、お客様と職員の安全を確保するため、下記の取り組みを行います。
- ・検温
  - ・飛沫防止パネルの設置
  - ・アルコール消毒液の設置
  - ・換気
  - ・待機場所の間隔を開ける
  - ・職員のマスク着用、手洗い、手指消毒等
- みなさまにおかれましても**必要最少人数で来場する**、**マスクを着用する**、**会場内でのお客様同士の会話は控える**などのご協力をお願いいたします。
- また、**発熱や風邪症状がみられる方の入場は、お断りしております**ので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 水戸税務署からのお知らせ

## <確定申告会場のお知らせ>

- ◆場所 **中央ビル4階** 水戸市泉町2丁目3-2
- ◆期間 令和3年2月16日(火)～3月15日(月)  
※土・日・祝日を除きます。ただし、2月21日(日)・2月28日(日)は開場します。
- ◆受付時間 午前9時～午後4時まで
- ※会場には駐輪場及び無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。



【確定申告及び会場に関するお問い合わせ先】  
**水戸税務署 ☎029-231-4211**  
 ※自動音声案内に従い該当の番号をお選びください

### <お願い>

- 確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。  
 なお、入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。  
 (配付方法については検討中であり、後日お知らせします。)
- 確定申告会場では、ご自身でパソコンを操作し、申告書を作成していただくことを基本としています。  
 あらかじめ必要書類等をご確認いただくとともに、医療費控除に関する明細書や収支内訳書等は事前に作成した上でご来場願います。

## 申告に関するよくあるご質問

- Q: 確定申告の用紙が届かないのですが。  
 A: 確定申告書の送付は、税務署で行っておりますので、送付を希望される場合は、水戸税務署までお問い合わせください。
- Q: 申告の内容について質問したいのですが。  
 A: 水戸税務署又は市税務課までお問い合わせください。市にお問い合わせいただいた場合でも、内容によっては税務署へのお問い合わせをご案内します。
- Q: 税務署受付印の付いた申告書控えが欲しいのですが。  
 A: その場合は税務署で申告をしてください。※返信用封筒(切手貼付)を同封すれば郵送も可

### 所得税の還付申告は、混雑を避けましょう

所得税が源泉徴収されている方で、【多額の医療費を支払った】【寄附をした】【年の途中で退職し、再就職していない】【年末調整を行わなかった】等の方は、確定申告をすることにより納めた税金の全部又は一部が還付されることがあります。新型コロナウイルス感染拡大防止のためにも、自宅等からできる下記のe-Taxでの申告をお勧めします。  
 なお、還付申告の提出受付は、1月4日から始まり、申告期間中だけでなく、3月16日以降でもe-Tax又は水戸税務署で受け付けております。

## e-Tax

こんな方におすすめです  
**確定申告書の作成・送信は自宅で国税庁のホームページから!**

☆年末調整済の給与所得者で、寄附金控除(ふるさと納税)・医療費控除・扶養親族の追加を申告する方など

**STEP1 「国税庁ホームページ」へアクセス**

確定申告

検索



スマホの方はこちらから

**STEP2 申告書を作成**

**STEP3 申告書を送信**

(印刷して郵送も可)

マイナンバーカードを使って送信

もしくはIDとパスワードで送信

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます!

今年からチャレンジしてみませんか?